

財産の処分について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市市長 石丸 伸二

財産の処分について

次のとおり財産を処分したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 8 号及び安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 16 年安芸高田市条例第 216 号)第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産

財産の 表示	財産の所在	地目	面積
土地	安芸高田市八千代町上根字藪崎 28 番 4	雑種地	6,421 m ²

2 処分価格

38,530,000 円

3 処分の相手方

広島市西区東観音町 20 番 28 号

有限会社 児玉紙器 代表取締役 児玉 昌人